

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB大学に雇用され事務補佐員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日自転車で出勤途中、同市内の路上において対向してきた電動自転車と衝突し、転倒した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、Cクリニックに受診し、「頸椎・腰椎捻挫、右肘関節・右手関節部・左膝関節打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には、平成〇年〇月〇日に発生した通勤災害により、同一系列に障害等級第14級の既存障害があり、加重には該当しないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らの請求の趣旨は、本件傷病の治ゆ後に残存する障害は、平成〇年〇月〇日に発生した通勤災害により残存する障害の部位とは異なるものであり、当審査会の過去の裁決例に照らして、同じく障害等級第14級の9であるとしても、別途評価されるべきものであるという点にあるものと認められる。

(2) 当審査会は、加重に該当しない新たな神経障害を既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害給付を支給するか否かの判断については、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定しているところである。

そこで、請求人の本件傷病の治ゆ後の残存障害について、本件一件記録を精査したが、請求人に残存する障害は、MR I 及びX線所見においても新たな骨傷は認められず、神経学的異常所見等も認められないことから、既存障害と別異に評価すべきとは認められないものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。